

北海道森林管理局森林整備保全事業 設計要領（林道事業）の制定について（平成 23 年 3 月 31 日付け北森二 22 第 26 号北海道森林管理局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																												
第 1 章（略） 第 2 章 土 工 Ⅰ（略） Ⅱ 土 工 2 機械掘削及び積込 (1)（略） (2) 適用機種 適用機種は「森林整備保全事業標準歩掛」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林整計第 133 号）に基づき 選択することとするが、 標準機種は以下によることとする。 ア バックホウの規格 <u>排出ガス対策型・クローラ型山積0.45m³（平積0.35m³）級を標準とする。</u> <u>イ</u> ダンプトラックの規格 10t 車を標準とする。ただし、現道を利用した工事の場合の小運搬は4 t 車とすることができるものとする。 <u>ウ</u> 不整地運搬車の規格 <u>7 t 車、2 t 車を標準とする。</u> (3) ～ (4) ア（略） イ 掘削法 <table><tr><th rowspan="2">施工形態 土 質</th><th rowspan="2">オープンカット</th><th colspan="2">片 切</th></tr><tr><th>切土高≦ 5 m</th><th>切土高＞ 5 m</th></tr><tr><td>軟岩（Ⅰ）B</td><td rowspan="3">大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u></td><td rowspan="3">大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u></td><td>人力併用機械掘削</td></tr><tr><td>軟岩（Ⅱ） 中硬岩</td><td>人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削</td></tr><tr><td>硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）</td><td></td></tr></table>	施工形態 土 質	オープンカット	片 切		切土高≦ 5 m	切土高＞ 5 m	軟岩（Ⅰ）B	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u>	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u>	人力併用機械掘削	軟岩（Ⅱ） 中硬岩	人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削	硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）		第 1 章（略） 第 2 章 土 工 Ⅰ（略） Ⅱ 土 工 2 機械掘削及び積込 (1)（略） (2) 適用機種 適用機種は「森林整備保全事業標準歩掛」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林整計第 133 号）に基づき 選択することとするが、 標準機種は以下によることとする。 ア バックホウの規格 <u>標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（第 3 次基準値）クローラ型山積0.8m³（平積0.6m³） を標準とする。</u> <u>林業専用道規格の林道の掘削・積込・法面整形については、標準型・超低騒音型・排出ガス 対策型（第 3 次基準値）クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）を標準とする。ただし、林 道工事における施工土量 5,000m³ 未満の場合は、後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策 型（2014 年規制）クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）を使用すること。</u> <u>※施工土量とは工種毎に算出した数量を言う。</u> <u>ウ</u> ダンプトラックの規格 10t 車を標準とする。ただし、現道を利用した工事の場合の小運搬は4 t 車とすることができるものとする。 <u>エ</u> 不整地運搬車の規格 <u>6 ・ 2 t 車を標準とする。</u> (3) ～ (4) ア（略） イ 掘削法 <table><tr><th rowspan="2">施工形態 土 質</th><th rowspan="2">オープンカット</th><th colspan="2">片 切</th></tr><tr><th>切土高≦ 5 m</th><th>切土高＞ 5 m</th></tr><tr><td>軟岩（Ⅰ）B</td><td rowspan="3">大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u></td><td rowspan="3">大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u></td><td>人力併用機械掘削</td></tr><tr><td>軟岩（Ⅱ） 中硬岩</td><td>人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削</td></tr><tr><td>硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）</td><td></td></tr></table>	施工形態 土 質	オープンカット	片 切		切土高≦ 5 m	切土高＞ 5 m	軟岩（Ⅰ）B	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u>	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u>	人力併用機械掘削	軟岩（Ⅱ） 中硬岩	人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削	硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）	
施工形態 土 質			オープンカット	片 切																									
	切土高≦ 5 m	切土高＞ 5 m																											
軟岩（Ⅰ）B	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u>	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>600～800kg 級</u>	人力併用機械掘削																										
軟岩（Ⅱ） 中硬岩			人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削																										
硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）																													
施工形態 土 質	オープンカット	片 切																											
		切土高≦ 5 m	切土高＞ 5 m																										
軟岩（Ⅰ）B	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u>	大型ブレーカ 1,300 kg級 <u>（新設）</u>	人力併用機械掘削																										
軟岩（Ⅱ） 中硬岩			人力併用機械掘削 火薬併用機械掘削																										
硬岩（Ⅰ）（Ⅱ）																													

(5) 盛土工及び残土処理 ア 適用機種 施工土量 5,000m³ 未満の林道工事の場合、敷ならしは後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（2014 年規制）クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）を使用すること。 <u>締固めは、施工幅員 4.0m 以上は振動ローラ排出ガス対策型（第 3 次基準）搭乗式・コンバインド型 3～4 t、施工幅員 2.5m 以上 4.0m 未満はハンドガイド式 0.5～0.6 t を標準とする。ただし、林道工事（施工土量 5,000 m³ 未満）を除く残土処理等の場合、敷ならし、締固めはブルドーザ排出ガス対策型（第 2 次基準値）11t 級を標準とする。</u> イ～キ（略） 第 3 章 路盤工 I 路盤工 1～2（略） 3 路盤の施工方法等 路盤は、原則として路面水の路体への浸透及び路面水の流下による路面の浸食を抑制するよう下層路盤、上層路盤ごとに敷均し及び転圧を行うこととする。 なお、設計に当たっては次に留意して行うこととする。 (1) 敷均し <u>敷均しは、原則としてバックホウ後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（2014 年規制）クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）を標準とすることとする。</u> (2) <u>締固め</u> 締固めは、原則として振動ローラ 搭乗・コンバインド式 3～4 t によることとする。 (3)～(4)（略） 4 <u>路床内法仕上工（参考歩掛）</u> 路床内法仕上を設ける箇所及び寸法等は次によることとする。 (1) 設置箇所 路床内法仕上は、次の全てに該当する箇所に設けることとする。 ① 路床が岩以外の箇所 ② <u>路盤工（上層・下層）を設ける箇所</u> ③ 未成工事とならない箇所 (2)（略） 5 路床暗渠工 路床暗渠工は、次により計画することとする。 (1) 設置条件 路床暗渠工は、次の全てに該当する場合に設けることとする。 ① 路床が岩以外である場合 ② <u>路盤工（上層・下層）を設ける場合</u> (2)（略） 6（略） 第 4 章～第 11 章（略）	(5) 盛土工及び残土処理 ア 適用機種 施工土量 5,000m³ 未満の林道工事の場合、敷ならしは後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型（2014 年規制）クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³）を使用すること。 <u>締固めは、振動ローラ排出ガス対策型（第 3 次基準）搭乗式・コンバインド型 3～4 t を標準とする。ただし、林道工事（施工土量 5,000m³ 未満）を除く残土処理等の場合、敷ならし、締固めはブルドーザ排出ガス対策型（第 1 次基準値）11t 級を標準とする。</u> イ～キ（略） 第 3 章 路盤工 I 路盤工 1～2（略） 3 路盤の施工方法等 路盤は、原則として路面水の路体への浸透及び路面水の流下による路面の浸食を抑制するよう下層路盤、上層路盤ごとに敷均し及び転圧を行うこととする。 なお、設計に当たっては次に留意して行うこととする。 (1) 敷均し <u>敷均しは、原則としてバックホウ排出ガス対策型（第 2 次基準値）クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）を標準とすることとする。</u> (2) <u>締固め（砂利路盤工舗装面仕上げ）</u> 締固めは、原則として振動ローラ 搭乗・コンバインド式 3～4 t によることとする。 (3)～(4)（略） 4 <u>路床内法仕上工</u> 路床内法仕上を設ける箇所及び寸法等は次によることとする。 (1) 設置箇所 路床内法仕上は、次の全てに該当する箇所に設けることとする。 ① 路床が岩以外の箇所 ② <u>下層路盤を設ける箇所</u> ③ 未成工事とならない箇所 (2)（略） 5 路床暗渠工 路床暗渠工は、次により計画することとする。 (1) 設置条件 路床暗渠工は、次の全てに該当する場合に設けることとする。 ① 路床が岩以外である場合 ② <u>下層路盤工を設ける場合</u> (2)（略） 6（略） 第 4 章～第 11 章（略）
---	--

第 12 章 設計変更要領

I ～Ⅲ（略）

Ⅳ 設計変更の事務手続き

1 設計変更の手続き

（1）～（2）（略）

（別紙）

<u>（支）署 長</u>	<u>次 長</u>	<u>総括森林整備官</u>	<u>上席森林整備官</u>	<u>主任森林整備官</u>	<u>森林整備官</u>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇〇〇森林管理（支）署長 殿

監督職員 農林水産〇〇〇 〇〇 〇〇

林 道 工 事 現 場 報 告 書

1 工 事 名

2 延 長

3 請負金額

4 工 期 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

5 受 注 者

上記工事の施工に当たり、現地精査の結果、下記のとおり変更の必要が生じたのでその内容を報告します。

なお、変更契約の事務処理をその都度行うことが原則であるが、その都度行うと工事の進捗に遅れが生じると判断したためのものです。

また、承認を受けた内容等については、受注者へ工事打合せ簿により指示することとします。

記

工 種	変 更 す る 理 由	積算額(減)額

2 ～ 5 （略）

V ～ VI （略）

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

第 12 章 設計変更要領

I ～Ⅲ（略）

Ⅳ 設計変更の事務手続き

1 設計変更の手続き

（1）～（2）（略）

（別紙）

<u>署 長</u>	<u>次 長</u>	<u>総括森林整備官</u>	<u>森林整備官</u>

令和 年 月 日

森林管理署（支）長 殿

工事監督職員 農林水産技官

林 道 工 事 現 場 報 告 書

1 工 事 名

2 延 長

3 請負金額

4 工 期 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日

5 受 注 者

上記工事の施工に当たり、現地調査の結果、下記のとおり変更の必要が生じたのでその内容を報告します。

なお、工事が進行中であり、工程管理と並行しての処理を必要とすることから、受注者への指示は指示書で行うこととしたい。

記

工 種	変 更 す る 理 由	積算額(減)額

2 ～ 5 （略）

V ～ VI （略）